

議案第63号

東京都板橋区立文化会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月20日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立文化会館条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立文化会館条例（昭和57年板橋区条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表1の表大ホールの項中「81,400円」を「86,500円」に、「163,100円」を「170,900円」に、「225,200円」を「233,400円」に、「206,900円」を「214,800円」に、「336,400円」を「350,300円」に、「389,400円」を「405,300円」に改め、同表小ホールの項中「17,500円」を「19,300円」に、「34,900円」を「37,000円」に、「48,300円」を「51,100円」に、「43,300円」を「46,100円」に、「72,200円」を「76,700円」に、「83,000円」を「88,900円」に改め、同表大会議室（展示室）の項中「13,600円」を「12,800円」に、「27,200円」を「25,600円」に、「37,300円」を「35,100円」に、「34,200円」を「32,100円」に、「57,500円」を「54,600円」に、「67,600円」を「64,200円」に改め、同表第1会議室の項中「610円」を「740円」に、「1,400円」を「1,500円」に、「1,900円」を「2,000円」に、「1,800円」を「1,900円」に、「2,900円」を「3,100円」に、「3,400円」を「3,700円」に改め、同表第2会議室の項中「1,100円」を「1,200円」に、「3,400円」を「3,200円」に、「5,200円」を「5,000円」に、「6,000円」を「5,900円」に改め、同表第3会

議室の項中「1, 100円」を「1, 200円」に、「2, 300円」を「2, 400円」に、「4, 900円」を「5, 000円」に改め、同表第4会議室の項中「1, 300円」を「1, 500円」に、「2, 600円」を「2, 900円」に、「3, 600円」を「4, 100円」に、「3, 200円」を「3, 600円」に、「5, 600円」を「6, 200円」に、「6, 500円」を「7, 300円」に改め、同表第1和室の項中「1, 800円」を「1, 900円」に、「3, 600円」を「3, 900円」に、「5, 100円」を「5, 300円」に、「4, 500円」を「4, 800円」に、「7, 700円」を「8, 100円」に、「9, 000円」を「9, 600円」に改め、同表第2和室の項中「1, 400円」を「1, 500円」に、「2, 800円」を「2, 900円」に、「3, 800円」を「4, 100円」に、「3, 400円」を「3, 700円」に、「5, 900円」を「6, 300円」に、「6, 900円」を「7, 400円」に改め、同表第3和室の項及び第4和室の項中「650円」を「880円」に、「1, 600円」を「1, 800円」に、「2, 100円」を「2, 400円」に、「1, 900円」を「2, 200円」に、「3, 200円」を「3, 800円」に、「3, 800円」を「4, 400円」に改め、同表第1茶室の項中「1, 100円」を「1, 300円」に、「2, 200円」を「2, 700円」に、「3, 100円」を「3, 700円」に、「2, 900円」を「3, 300円」に、「4, 900円」を「5, 600円」に、「5, 600円」を「6, 600円」に改め、同表第2茶室の項中

「

800円	1,500円	2,100円	2,000円	3,300円	3,800円
------	--------	--------	--------	--------	--------

」を

「

890円	1,800円	2,400円	2,200円	3,800円	4,400円
------	--------	--------	--------	--------	--------

」に

改め、同表リハーサル室の項中「2, 900円」を「3, 100円」に、「5, 800円」を「6, 200円」に、「7, 900円」を「8, 500円」に、「7, 400円」を「7, 700円」に、「12, 400

円」を「13,300円」に、「14,400円」を「15,400円」に改め、同表大ホール第1楽屋の項中「380円」を「440円」に、「660円」を「880円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「980円」を「1,100円」に、「1,600円」を「1,900円」に、「1,900円」を「2,200円」に改め、同表大ホール第2楽屋の項中「620円」を「740円」に、「1,300円」を「1,500円」に、「1,900円」を「2,000円」に、「1,700円」を「1,800円」に、「2,700円」を「3,100円」に、「3,200円」を「3,600円」に改め、同表大ホール第3楽屋の項中「1,600円」を「1,800円」に、「2,900円」を「3,500円」に、「4,200円」を「4,900円」に、「3,900円」を「4,400円」に、「6,500円」を「7,500円」に、「7,600円」を「8,800円」に改め、同表大ホール第4楽屋の項及び小ホール楽屋の項中「610円」を「740円」に、「1,300円」を「1,500円」に、「1,800円」を「2,000円」に、「1,700円」を「1,800円」に、「2,700円」を「3,100円」に、「3,200円」を「3,600円」に改め、別表2の表第1練習室の項及び第2練習室の項中「1,400円」を「1,100円」に、「1,700円」を「1,400円」に、「2,100円」を「1,700円」に、「2,700円」を「2,200円」に改め、同表第3練習室の項中「810円」を「650円」に、「1,100円」を「880円」に、「1,400円」を「1,100円」に、「1,900円」を「1,500円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用申請が受理された、令和7年4月1日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る使用料（指定管理者により東京都板橋区立文化会館の管理を行う場合は利用料金。以下同

じ。) について適用し、基準日前の利用に係る使用料及び施行日前に受理された利用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料の額及び利用料金の上限額を改定する必要がある。